

## 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」推奨事業要領

### (目的)

第1 この要領は、仙南地域で生産された農林水産物を主原料にした食品を「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」として推奨して、広く紹介、販売することにより、みやぎ蔵王三十六景を核とした「食と観光の仙南ブランド」を確立し、仙南地域の食と観光のイメージ向上を目的として実施する、「みやぎ蔵王三十六景」地域の逸品（以下「地域の逸品」とする。）の推奨の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (推奨者)

第2 推奨者はみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議とする。

### (推奨対象)

第3 推奨対象とする食品は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する加工食品を製造または販売する法人、団体、組合、個人であること。
  - (2) 主な原材料が仙南地域で生産された農林水産物であること。または、仙南地域を代表する特産品（特産農林産物等）が商品名として使用され、仙南産の当該原材料が副原料に使われていること。
  - (3) 製造若しくは加工の最終工程が仙南地域で行われたこと、または宮城県内の業者等が企画した委託製造については、製造あるいは加工の最終工程が宮城県内（仙南地域以外）で行われたこと。
- 2 前項(2)または(3)の条件を満たさない場合であっても、特に仙南地域のブランド化に寄与すると認められる食品については、推奨対象とすることができる。

### (推奨の申請)

第4 推奨を受けようとする者は、申請書（様式第1号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に関し必要な事項は、別に定める。

### (推奨申請品の審査)

第5 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、地域の逸品の推奨に当たっての審査を行う。

- 2 審査は、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議の構成員で行う。
- 3 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、必要に応じて審査のため事業所、製造または加工工場等での現地審査検査を行う。
- 4 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、年に2回程度、審査会を開催する。

### (推奨基準)

第6 推奨に当たっては、製品の品質、意匠、価格、表示の適否、量産性、市場性等に着目するとともに、次の各号に該当するものは、その対象から外すものとする。

- (1) 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等に定める基準に適合していないと認められるもの
- (2) 医療品
- (3) 他の特許登録品と同一または模造品と認められるもの
- (4) 審査会に提出する目的で、特別に調製したと認められるもの

### (推奨の決定)

第7 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、第5の審査の結果を経て推奨を決定したものについて、申請者に対して、推奨状（様式第2号）を交付する。

- 2 推奨の期間は、推奨状の交付日から翌々年度末まで（以下「推奨期間」とする。）とする。
- 3 第1項で推奨を決定したものについて、推奨期間満了時に第3及び第6に掲げる条件等に変更がないことが確認された場合は、審査を省略し、前項の期間、推奨を継続することができる。
- 4 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨を決定した地域の逸品及び地域の逸品の製造または加工工場を随時検査することができる。

### (推奨マーク)

第8 推奨を受けた者、または、地域の逸品を販売する者は、地域の逸品に推奨マーク（様式第3号）を貼付し、または印刷して販売することができる。ただし、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に

事前に届出なければならない（様式第5号）。

（届出）

第9 推奨を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに変更届（様式第6号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）または氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を変更したとき。
  - (2) 地域の逸品の名称、量目、意匠等を変更したときまたはその価格を著しく変更したとき。
- 2 地域の逸品の製造を中止または廃止したときは、速やかに製造（中止・廃止）届（様式第7号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。
- 3 推奨を受けた者が推奨を辞退するときは、速やかに辞退届（様式第8号）をみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議に届けなければならない。

（推奨の取り消し）

第10 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨を受けた者が次に該当するときは、推奨の決定を取り消すことができる。

- (1) 地域の逸品の品質、量目、意匠等を変更した結果、その同一性を欠くに至ったとき。
- (2) 推奨決定後に、地域の逸品が第3に規定する推奨対象及び第6に規定する推奨基準に適合しないと認められるとき。
- (3) 第7の4による検査の結果、成績が不良のとき、または、その後のみやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議の指導・要請に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 正当な理由なく、第8または第9の届出を怠ったとき。

（関係者の義務）

第11 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、推奨制度の周知及び地域の逸品の需要拡大と取引の増進につながる取り組みの展開に努めるものとする。

- 2 みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議は、地域の逸品の推奨制度に賛同し、これらの販売コーナーを設置する旅館・ホテル、物産館等に「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」販売コーナーのプレート（様式第4号）を配布する。
- 3 「みやぎ蔵王三十六景地域の逸品」販売コーナーのプレートを配布された旅館・ホテル、物産館等はプレートを販売コーナーに常時掲示するとともに、同コーナーでは「地域の逸品」のみを販売し、他品目の販売コーナーと明確に区別し、「地域の逸品」を販売する場合は、推奨対象や、取り組みの主旨等を説明して広報に努めることとする。
- 4 推奨を受けた者は、推奨制度の周知に努めるとともに、その趣旨に反することのないよう、推奨品の品質維持に努めなければならない

（その他）

第12 この要領に定めるもののほか、推奨に当たって必要な事項は、みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議での審査の都度、別に定める。

附則

この要領は平成19年3月19日から施行する。

この要領は平成20年7月17日から施行する。

この要領は平成21年7月9日から施行する。

この要領は平成24年3月12日から施行する。

この要領は平成27年3月27日から施行する。